

2026年度

かみゆぎ小スマイルサポーター
総会議案書

WEB 決議:2026年4月25日(土)

かみゆぎ小スマイルサポーター

活動目標

かみゆぎ小スマイルサポーターは、保護者と教職員が手を取りあい、上柚木小学校の子どもたちの健やかな成長と幸せを願って、活動していく会です。

子どもたちにとってより良い環境を作ることを目標に、すべての活動を会員主体のもとに「できる人が、できることを、できるときに」無理なく楽しく活動していきます。

目次

かみゆぎ小スマイルサポーター会則	3
第1章 総則	
第2章 会員役員等	
第3章 役員及び会計監査員の任務	
第4章 計算	
第5章 運営	
第6章 入退会手続き	
附則	
かみゆぎ小スマイルサポーター個人情報取扱規則	7
第一号議案:2025年度かみゆぎ小スマイルサポーター活動報告	11
第二号議案:2025年度会計決算報告及び会計監査報告	16
第三号議案:2025年度役員・学校担当者・会計監査委員解任	17
第四号議案:2026年度役員・学校担当者・会計監査候補	18
第五号議案:2026年度活動予算案	19
第六号議案:2026年度かみゆぎ小スマイルサポーター活動計画案	20
PTA 行事総合保障制度のご案内	22
青少対について	23

かみゆぎ小スマイルサポーター会則

平成9年5月31日施行「かみゆぎ会規約」(最終改訂日:令和元年12月17日)の全部を改正する。

【第1章 総則】

(名称)

第1条 本会は、「かみゆぎ小スマイルサポーター」と称する。

(所在地)

第2条 本会所在地は、東京都八王子市上柚木3丁目15番地 上柚木小学校内 とする。

(目的)

第3条 本会は、保護者と教職員が手をとりあい、子どもを取り巻く環境を良好なものとし、健やかな成長と幸せを願い、活動することを目的とする。

(活動方針)

第4条 本会の活動方針は、次のとおりとする。

- (1) 会員の自由意志を尊重し、主体性と相互協力ある活動を目指す。
- (2) 学校の独自性を尊重する。
- (3) 特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的としない。
- (4) 八王子市立上柚木小学校在籍児童を差別せず平等に扱う。

【第2章 会員役員等】

(組織)

第5条 本会は、本会正会員、準会員、家族会員(以下、三者併せて「会員」という。)をもって組織する。

(定義)

第6条 正会員とは、八王子市立上柚木小学校(以下、「本校」という。)に在籍する児童の保護者のうち、本会の趣旨に賛同し、入会意思を示し、会費を納入した者をいう。

第7条 準会員とは、本校に在籍する教職員をいう。

第8条 家族会員とは、正会員の配偶者並びに児童の祖父母に該当する者をいう。

(役員及び会計監査員)

第9条 本会には、次の役員と会計監査員を置く。

代表 1名

会計 若干名

会計監査員 2名

(任期及び再任)

第10条 役員の任期は原則として1年期とし、再任を妨げない。ただし、会計監査員については、原則として保護者たる者の再任を認めない。

(会計監査員の適格)

第11条 会計監査員は、現役員でない者に限る。

【第3章 役員及び会計監査員の任務】

第12条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 代表は、本会の窓口となり、会務を総括し、総会その他の会を招集する。また、代表補佐、書記、その他の活動リーダー等の役職について、協力を申し出た会員の中から適宜任命する。
- (2) 会計は、会計事務を行う。
- (3) 会計監査員は、会計を監査し、総会に報告する。

【第4章 計算】

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(会費)

第14条 会費は、每期当初に1回、1年期分を徴収する。

第15条 会費は、一児童あたり年間金 200 円とし、期の途中で入会する場合も全期分の金額を徴収する。

第16条 会費については、期の途中で退会した場合、清算は行わない。

(慶弔費)

第17条 慶弔費は次のとおりとする。

- (1) 弔事
 - ・児童、保護者、教職員が死亡したとき香典 金 5,000 円

(2) そのほか、役員で協議のうえ、必要に応じた支出をすることができる。

【第5章 運営】

(総会)

第18条 総会は、本会の最高議決機関である。

第19条 本会の定期総会は、毎年1回、役員選出当初に開催するものとする。また、役員会の決議により、臨時総会を持つこともできる。

第20条 会員は、総会に出席し、議決権行使及び発言をすることができる。ただし、正会員及び家族会員であわせて一議決権の行使とする。

(定期総会で承認を要する事項)

第21条 定期総会では、次の承認を要する。

- (1) 今期：年間活動と決算報告
- (2) 次期：年間活動計画案
- (3) 次期：年間活動予算案
- (4) 次期：役員・会計監査員
- (5) その他、会則改正等、重要事項に関する事項

(総会議決)

第22条 総会は、会員世帯のうち2分の1以上の世帯の出席(委任状提出を含む)で成立し、出席者の過半数で議決される。

(役員会)

第23条 役員会は、必要に応じて代表が招集する。

第24条 代表は、第12条(1)後段に基づき、運営に寄与する会員(以下、「役員に準ずる会員」という。)に対し、役員会への出席を求め、議決権を与えることができる。

第25条 会員は、代表に対し、役員会の招集を求めることができる。

第26条 代表は、会員から前条の求めがあった場合は、原則として一月以内に役員会を招集するものとする。

第27条 役員会は、役員及び役員に準ずる会員の2分の1以上の出席で成立し、その過半数により議決される。

(校長及び副校長の発言権)

第28条 校長及び副校長は、学校代表としてすべての会議での発言権を持つ。

(行事の共同開催)

第29条 本会は、八王子市立上柚木小学校学校運営協議会(以下、「学校運営協議会」という。)並びに八王子市青少年対策上柚木地区委員会との諸活動をはじめ、その他本校在籍児童とその保護者の参加を予定して企画された諸活動においては、共同開催者として協働して運営するものとする。

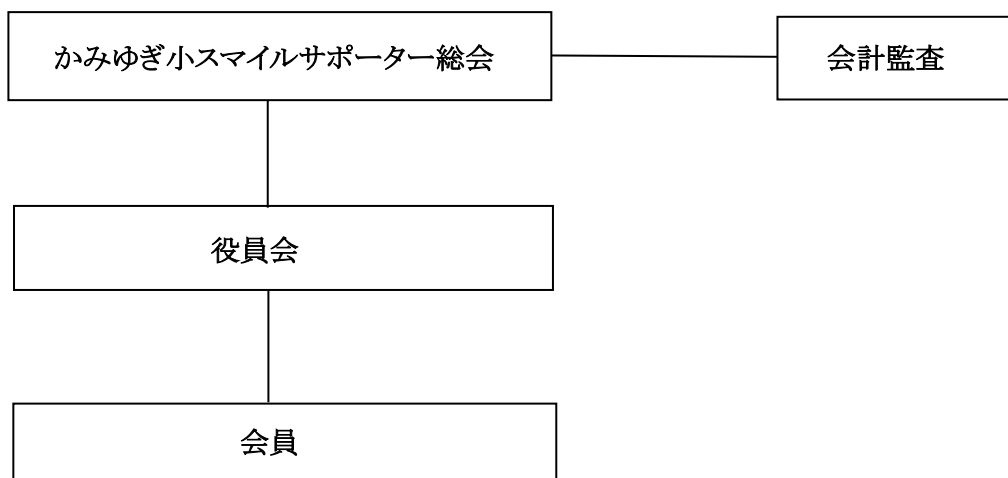
(業務委任)

第30条 本会は、活動上必要な業務の一部を八王子市立上柚木小学校並びに学校運営協議会等に委任できるものとする。

(個人情報取扱規則)

第31条 本会は、別に定める「かみゆぎ小スマイルサポーター個人情報取扱規則」に基づき、保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

<本会組織構造図>



【第6章 入退会手続き】

第32条 本会の入退会は、役員をとおして所定の手続きにより行う。

【附則】

(施行期日)

第1条 本会則は、令和4年12月27日かみゆぎ会臨時総会決議に基づき、令和5年5月26日(令和5年度定期総会の翌日)から施行する。

(細則)

第2条 本会則に係る必要事項は細則を設けることができる。

第3条 細則は、代表とそのほかの役員間の協議において定めることができる。

(改定・改訂期日と該当条項)

かみゆぎ小スマイルサポーター個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の取り扱いについて、かみゆぎ小スマイルサポーター(以下「本会」という)の遵守すべき義務を定めることにより、本会が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑を図り、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。

(2) 個人情報データベース

特定の個人情報について、コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

(3) 本人

個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、あらゆる活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第4条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会代表とする。本会代表は、第5条に定める取扱者に対し、適切に管理業務の委任ないし補佐の依頼をすることができる。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会役員並びに役員に準ずる本会会員とする。

(秘密保持義務・漏洩防止)

第6条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

- 2 個人情報データベースを漏えい等(紛失を含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告するものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合にはこの限りではない。

(利用目的)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行う。

- (1) 会費の徴収・管理業務
- (2) PTA 保険費の管理・同保険加入業務
- (3) 防災備蓄品の保管・管理業務
- (4) 文書の送付ないし配布
- (5) 電子メールの送信
- (6) 役員・会計監査委員・会員・地域ボランティアの名簿の作成・管理
- (7) 役員・役員に準ずる会員・会計監査委員、その他活動上必要な係員等の選出・選考・募集活動
- (8) 総会の開催・アンケートの実施及びこれらに付随する業務並びに活動
- (9) 各ボランティア活動及び広報活動
- (10) 各ボランティア活動(八王子市青少対策上柚木地区委員会、八王子市立上柚木小学校学校運営協議会等との共同活動も含む)参加者の特定
- (11) 八王子市立上柚木小学校への防災備蓄品費徴収業務並びにその他提出物の回収・保管業務等活動上必要な業務の委任
- (12) 八王子市立上柚木小学校学校運営協議会への PTA 保険費徴収業務並びにその他共同活動に付随する業務の委任
- (13) 活動中の事故や損害に係る PTA 保険代理店への事故報告並びに保険金請求手続

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ会員の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第10条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、会員の入会手続き時並びに事後的な追完・変更登録が必要となった場合において、本会代表に対し、電子または紙媒体による所定の方法で提出された次の事項に限定する。

- (1) 正会員・家族会員氏名・よみがな
- (2) 児童氏名・よみがな

- (3) 所属年組番号
- (4) 電子メール

(管理)

第 11 条 個人情報管理は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 本会は、情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、管理者の立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄又は削除する。

(保管および持ち出し等)

第 12 条 個人情報データベース、個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管する。また、USB メモリなどにより持ち出す場合は、電子メールでの送付を含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行う。

(第三者提供の制限)

第 13 条 個人情報は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 2 次に挙げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
 - (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知りうる状態に置いているとき
- 3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的または個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知りうる状態に置くものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 14 条 本会は、個人情報を第三者(第 13 条 1 号から 4 号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(情報開示)

第 15 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、修正、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(研修)

第 16 条 本会は、個人情報データベースの取扱者に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、必要な研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正・改訂)

第 18 条 本規則の改正・改訂は、かみゆぎ会スマイルサポーター会則第27条にもとづく役員会の議決により行うことができる。

附則 本規則は、令和5年5月26日より施行する

2025年度かみゆぎ小スマイルサポーター活動報告

【リーダーチーム】

月日	内容
5月7日	30周年記念品「法被」納品手続き
14日	「運動会パトロール隊募集のお知らせ」配信
16日	運動会前日準備(禁酒・禁煙ポスター設置) 「運動会についてのお願い」配信
17日	運動会パトロール実施
22日	30周年記念誌原稿提出
6月8日～20日	会費徴収
14日	第2回学校運営協議会出席
16日	かみサポ会費ご納入のお願い配信
20日	かみサポ会費ご納入のお願い(再)配信
7月11日	「上柚木夏祭りお手伝い募集のお知らせ」配信
15日	「防災備蓄品返却作業ボランティア募集のお知らせ」配信 学運協委員との話し合い
16日	防災備蓄品返却(2～6年生)、今年度購入分搬入
9月27日	セブンの会に出席(鑓水小にて開催)
10月10日	クリーン上柚木準備
18日	第1回クリーン上柚木実施(学校公開日に全校児童参加で実施)
11月28日	30周年記念式典列席、30周年記念品贈呈 「どんど焼きお手伝い募集のお知らせ」配信
12月15日	「どんど焼きのお知らせ」配信
23日	防災備蓄品(生理用品)搬入
1月10日	どんど焼きお手伝い(受付)
14日	学運協委員との話し合い(クリーン上柚木について、来年度の体制について) リーダーチーム話し合い
16日	「第2回クリーン上柚木参加者募集のお知らせ」配信
21日	学運協委員との話し合い(来年度の体制について) 第2回クリーン上柚木ポスター掲示
24日	第5回学校運営協議会出席
2月3日	新1年生説明会にて「かみゆぎ小スマイルサポーターご案内」配布
7日	第2回クリーン上柚木実施
25日	「かみゆぎ小スマイルサポーターご案内」配信 「かみサポ入会申込書/確認書提出のお願い」配信 「入会申込書/確認書」配布(1～5年生宛)
3月5日	防災備蓄品在庫数確認、整理作業

13日	「かみサポ入会申込書/確認書提出のお願い(再)」配信
18日	教材費監査 6年生・転出児童へ防災備蓄品返却 「6年生・転出児童への防災備蓄品返却について」配信
23日	会計決算報告(仮)配信
24日	上柚木小卒業式列席
4月7日	「かみゆぎ小スマイルサポーターご案内 part2」 「かみゆぎ小スマイルサポーター入会申込書/確認書」 「こども安全パトロールカード」配布(新1年生宛)
8日	上柚木中入学式列席
14日	「保護者証」配布
25日	かみゆぎ小スマイルサポーター総会(WEB 決議)

【しゃべり場・ゆるカフェチーム】

月日	内容
4月中旬	「4月のスケジュール」配信依頼
17日	ゆるカフェ① 低学年保護者会前ゆるカフェ
22日	ゆるカフェ② 中学年保護者会前ゆるカフェ
5月上旬	「5月のスケジュール」配信依頼
15日	ゆるカフェ③ 運動会全体練習に合わせて開催
28日	ゆるカフェ④ 30周年航空写真撮影日に合わせて開催
29日	こどもタウンニュースの取材を受ける
下旬	「6月のスケジュール」配信依頼
6月2日	ゆるカフェ⑤ 上柚木小で梅の実の収穫、梅シロップ作り
上旬	「ゆるカフェの活動報告」配信依頼
14日	ゆるカフェ⑥ 学校公開日に合わせて開催、梅シロップの試飲
18日	副校長先生とのしゃべり場開催
26日	ゆるカフェ⑦ 「中学校のことを話そう！」 上柚木中の学運協の方と保護者の方をお招きした企画 こどもタウンニュースの写真撮影
下旬	「7月のスケジュール」配信依頼
7月 1日	ゆるカフェ⑧ 低学年保護者会前ゆるカフェ、梅ジャム作り
9月上旬	「9月のスケジュール」配信依頼
10日	ゆるカフェ⑨ 梅麺つゆ試食会
24日	ゆるカフェ⑩

10月上旬 18日 29日	「10月のスケジュール」配信依頼 ゆるカフェ⑪ 学校公開日に合わせて開催 ゆるカフェ⑫ 秋の散策
11月上旬 12日 22日	「11月のスケジュール」配信依頼 ゆるカフェ⑬ 秋の散策で拾った木の実で飾り作り、かみサポールの片付け ゆるカフェ⑭ 音楽・図工発表会に合わせて開催
12月4日 22日	かみサポールの片付けと装飾 かみサポールの片付けと装飾
1月上旬 14日 24日 下旬	「3学期のスケジュール」配信依頼 ゆるカフェ⑮ 新入生向けのゆるカフェ紹介文作成 ゆるカフェ⑯ 学校公開日に合わせて開催 学用品リサイクルのチラシ作成と配布
2月上旬 24日 25日 25日	「2月、3月のスケジュール」配信依頼 ゆるカフェ⑰ 低学年保護者会前ゆるカフェ ゆるカフェ⑱ 高学年保護者会前ゆるカフェ ゆるカフェ⑲ 中学年保護者会前ゆるカフェ
3月11日	ゆるカフェ⑳ 2025年度しゃべり場・ゆるカフェチーム活動報告書作成

【季節行事チーム・夏祭り】

月日	内容
6月8日	第1回 実行委員会(上柚木中) 参加
6月12日	全家庭へお便りの印刷・配布(お手伝いアンケートあり)
7月9日	「上柚木夏祭りお手伝い募集のお知らせ」配信
8月9日	第3回 実行委員会(上柚木中) 参加
8月25日	夏祭り本番 準備・受付 手伝い
8月26日	夏祭り片付け 手伝い

●2026年度上柚木夏祭りは、上柚木中学校校庭にて8月22日(土)開催予定です。

【季節行事チーム・防災ワークショップ】

月日	内容
6月8日(日)	第1回 実行委員会(上柚木中)
7月7日(月)	第2回 実行委員会(都立大学) 市古教授と打ち合わせ
7月12日(土)	防災ワークショップのお知らせ配信
7月16日(水)	防災備蓄品の入れ替え&昨年度購入分返却のお手伝い作業
8月9日(土)	サタデースクール LINE 配信(防災ワークショップお手伝い募集)
8月28日(~前日)	関係書類、ポスター準備
9月19日(金)	Home&School 配信(防災ワークショップのご案内) 前日準備(上柚木小)
9月20日(土)	防災ワークショップ(上柚木小)
10月下旬	かみサポ防災備蓄品点検(体育館女子更衣室保管)
10月27日(月)	反省会(都立大学)
1月15日(木)	かみサポ防災備蓄品補充(体育館女子更衣室保管)

●2026年度防災ワークショップは、愛宕小学校にて9月26日(土)午前に開催予定です。

【季節行事チーム・どんど焼き】

月日	内容
11月8日	実行委員会(上柚木中) 参加
11月28日	「どんど焼きお手伝い募集のお知らせ」配信
12月13日	事前準備(藁の天地返し、束ね作業、ブルーシート掛け作業)参加
12月15日	「どんど焼きのお知らせ」配信
12月30日	煙発生のお知らせチラシ配布(上柚木団地)
1月10日	どんど焼き 手伝い(受付)

●2026年度どんど焼きは、上柚木中学校校庭にて1月9日(土)開催予定です。

【ピーポくんの家チーム】

月日	内容
6月4日	訪問ボランティア、地図作成ボランティア募集 (Home & School 配信)
6月	訪問活動時配布資料作成
6月～12月	『ピーポくんの家』9軒様へご継続のお願い訪問活動 (5名にて分担訪問。全9軒様にご継続くださいました)
7月21日	小P連への昨年度(2024年度)実績報告
3月5日	小P連への年度末報告
3月29日	活動報告書作成

【IT チーム】

- LINEWORKS の管理
- Google フォームの作成(都度ボランティア募集時)

【青少年対策委員会関連会議】

月日	内容
6月8日	定期総会 第1回上柚木夏祭り実行委員会 第1回防災ワークショップ実行委員会
7月7日	第2回防災ワークショップ実行委員会(都立大学市古教授と打ち合わせ)
8月9日	第3回上柚木夏祭り実行委員会(上柚木中) 参加
10月27日	防災ワークショップ反省会(都立大学)
11月8日	第2回定例会 どんど焼き実行委員会
2月7日	第3回定例会

●クリーン上柚木は対面会議は行わず LINE グループ上で情報共有を行いました。

2025年度会計決算報告及び会計監査報告

2025年度 かみゆぎ小スマイルサポーター 会計決算報告

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	備考
繰越金	710,828	710,828	
会費	32,000	33,600	かみサポ会費200円×会員168名分
保険費	22,500	22,400	PTA保険100円×(全児童222名分+転入生2名分)
周年行事費		255,116	積立金口座解約後入金
雑収入	100	793	受取利子
合計	765,428	1,022,737	

支出の部

項目	予算額	決算額	残額	備考
運営費	12,000	7,176	4,824	
保険費	20,170	20,170	0	PTA保険(傷害保険15,840円、賠償責任保険4,330円)
印刷費	13,000	6,132	6,868	インク、コピー用紙購入
通信費	1,000	0	1,000	個人携帯電話通話料
防災備蓄品費	10,000	(1,350)	11,350	転入生防災備蓄品費受取
硬貨料金	500	110	390	
周年行事費	229,554	484,940	(255,386)	
小計	286,224			
予備費	479,204	0		
合計	765,428	517,178		
次年度繰越金		505,559		

積立金決算額

	収入額	支出額	備考
前年度繰越金	254,946		2007~2022年度(16年分)
		255,116	周年行事費として支出後積立金解約
預金利息	170		受取利子
合計	255,116	255,116	
次年度繰越金			

上記の通り、決算収支報告をいたします。

2026年4月5日現在

2025 年度会計

加藤 あずさ



上記の決算収支報告について関係諸帳簿を監査した結果、すべて正確であり事実に相違ないことを認めます。

2026年4月6日

会計監査

鳥貫香菜子



井上綾奈



2025年度 役員・学校担当者・会計監査委員解任

リーダーチーム

代表	兼 広報	小野 絵美	(5年1組、3年1組)
副代表	兼 会計	加藤 あずさ	(5年1組)
会計		大塚 裕加	(5年1組、2年1組、1年1組)
書記		加藤 健	(2年1組)
青少対担当		井上 美那	(4年2組、1年1組)

学校担当者

副校長	勝俣 佳子
主幹教諭	金子 直子

会計監査

井上 緩奈	(4年2組)
嶋貫 香菜子	(5年1組)

2026年度 役員・学校担当者・会計監査候補

リーダーチーム

代表 兼 広報 小野 絵美 (6年1組、4年1組)

副代表 兼 会計 加藤 あずさ (6年1組)

学校担当者

副校長 三木 直史

主幹教諭 金子 直子

会計監査

井上 美那 (2025年度 かみゆぎ小スマイルサポーター リーダーチーム)

大塚 裕加 (2025年度 かみゆぎ小スマイルサポーター リーダーチーム)

2026年度 活動予算案

2026年度 活動予算案

収入の部

(単位:円)

項目	予算案		2025年度 決算額
	予算額	備考	
前年度繰越金	505,559		710,828
会費	28,800	(会員数144名予定)×200円	33,600
保険費	19,300	(児童数193名予定)×100円、PTA保険	22,400
周年行事費	0	※1	255,116
雑収入	800	預金利子	793
合計	554,459		1,022,737

支出の部

項目	予算額	備考	決算額
運営費	12,000	活動費、事務用品代等	7,176
保険費	17,744	PTA保険(傷害保険14,014円、賠償責任保険3,730円)	20,170
印刷費	13,000	印刷消耗品代	6,132
通信費	1,000	電話代	0
防災備蓄品費	5,000	防災備蓄品買替費用	(1,350)
硬貨料金	500		110
周年行事費	0	※1	484,940
小計	49,244		517,178
予備費	505,215		
合計	554,459		517,178

※1 昨年度発生した項目のため、今年度の予算計上はありません。

2026年度かみゆぎ小スマイルサポーター活動計画案

◆ リーダーチーム

- かみゆぎ小スマイルサポーターの活動が会の目的に沿って行われるよう、各チーム及び保護者・学校・地域との連絡・調整を行う。
- かみゆぎ小スマイルサポーターの会費を管理し、適正な会計を行う。
- かみゆぎ小スマイルサポーター活動の広報を行う。

<活動内容>

1. 総会及び役員会の開催
2. 保護者、学校、地域と連携した各種活動の調整と実行
3. かみゆぎ小スマイルサポーター会費の管理と会計
4. かみゆぎ小スマイルサポーター活動の広報(活動報告をホームページに掲載、配布物の作成と発行など)
5. PTA 総合保険の契約締結

◆ その他のチーム

- それぞれの活動の取りまとめを行う。
- 必要に応じて、都度ボランティアの募集を行う。

<各チーム一覧>

1. ゆるカフェチーム
2. ピーポくんの家チーム
3. 季節行事チーム
防災ワークショップ担当、クリーン上柚木担当
4. IT チーム

◆ 年間活動計画

1. 保護者証及び子ども安全パトロールカード配布
2. 運動会パトロールの実施
運動会開催中の校庭パトロールと終了後のごみ拾い
3. 「ピーポくんの家」窓口
継続依頼、ステッカー確認・配布
4. 上柚木見守り隊の方への連絡、新規メンバー募集
5. ゆるカフェの開催、リユース品の回収・提供
6. セブンの会(近隣小学校 PTA 役員との情報交換会)への参加
7. 上柚木夏祭り(青少対主催) 8月22日(土)上柚木中学校にて
8. クリーン上柚木 10月17日(土)・2月6日(土) 全2回
9. 防災ワークショップ(青少対主催) 9月26日(土)愛宕小学校にて
10. どんど焼き(青少対主催) 1月9日(土)上柚木中学校にて

※ 2026年4月時点での予定のため、変更になる場合もあります。ご理解・ご了承ください。

PTA 行事総合保障制度のご案内

かみゆぎ小スマイルサポーター(かみサポ)が主催する活動のほか、学校運営協議会や青少対、卒業対策委員会等の共催活動内での不測の事態に備え、事故や傷害時等の費用を補償する「PTA 傷害保険」と、事故発生時に主催者に課せられる賠償責任費用を補償する「PTA 賠償責任保険」とを組み合わせた総合保障制度に加入しています。

◆保険会社と契約プラン名称

東京海上日動火災保険株式会社 「PTA 団体傷害保険」 「PTA 賠償責任保険」

◆契約期間(毎年6月に契約を更新します)

6月から翌年の6月までの1年間

◆契約者

小野絵美(かみゆぎ小スマイルサポーター・代表)

◆被保険者

上柚木小学校全保護者・全児童

◆保険料(集金窓口は学校運営協議会となり4月に現金で徴収いたします)

1児童あたり100円/1年間

◆保険金額(抜粋)※以下の金額を上限とします。

死亡・後遺障害.....170万円 入院保険日額.....2,400円
対人損害賠償(1人).....1億円 通院保険日額.....1,500円
対人損害賠償(1事故).....3億円
対物損害補償(1事故).....500万円

◆保険契約の詳細は「重要事項説明書」をご参照ください。どなたでも閲覧できますよう、上柚木小学校1階かみサポルームに保管してあります。

◆活動中事故等が発生した場合、かみサポへご連絡ください。保険会社との窓口として、保険代理店との相互連絡を行います。

かみサポ問い合わせメール:kamiyugi@ptatokyo.com

【東京海上日動火災保険株式会社代理店】

有限会社 保険のイツ

上柚木小学校ご担当 瀧田 剛 様

〒191-0054 東京都日野市東平山 2-22-7

TEL 042-587-3808 FAX 042-587-3813

上柚木地区青少対ってなに？

上柚木地区青少対というのは、青少年対策上柚木地区委員会の略称で、八王子市が管轄する団体の事です。八王子市では各中学校の学区単位で、その周辺住民によって組織されている地区委員会が 37 あります。

上柚木地区は上柚木中学校の学区(上柚木中・愛宕小・上柚木小)で活動しています。各学校の保護者のみなさんは、この委員会を構成するメンバーになります。

青少対の役割は、家庭・地域・学校が一体となって、青少年を巡る社会環境の浄化や青少年の健全育成を進めていくことです。

つまり、小学校の児童、中学校の生徒たちが、元気に楽しく過ごすために地域で子どもたちを見守っていくという事が主な活動になります。

そのため、上柚木地区では、クリーン上柚木で地域の清掃をしたり、みんなのあじさい祭り・上柚木夏祭り・上柚木音楽フェスティバル・防災ワークショップ・どんど焼きなどの行事を通して、子どもたちや地域の大人がふれあい、さまざまな体験をすることで地域の中で子どもたちが健全に育って行けるよう活動をしています。

上柚木小学校の保護者のみなさんも、小学生の親であると同時に、地域の大人という立場で、上柚木地区の子どもたちが健やかに育つよう見守っていただけたらうれしいです。お子さんが小さいうちは、なかなか活動に参加することは難しいと思いますが、みんなができる範囲で、参加協力することで地域のつながりができてきます。どうか今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

上柚木地区青少対 会長 金村真爾

※かみゆぎ小スマイルサポーター体制でも、青少対と協力し、引き続き地域との諸活動に参加してまいります。このため、チーム、都度ボランティアの活動の中には、青少対の行事であるものも含まれています。